

(ご利用規約について)

このご利用規約・宿泊約款に適用される施設(以下「当館」と表示します)は、(株)ニセコマネージメントサービス(以下「当社」と表示します)が管理・運営する宿泊施設を指します。

1. 宿泊者以外のご宿泊は固くお断りしております。
2. 最大宿泊人数は、各客室の定員数+1名です(添い寝のお子様を含む)。最大宿泊人数を越えてのご利用はいただけません。
3. 当館内での物品の販売、勧誘、不当な要求、他のお客さまに著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為は禁止しております。以上の行為が認められた場合、今後一切のご利用をお断りいたします。
4. 当社の許可なく、施設で営業行為をするなど、宿泊以外の目的でご利用は固くお断りしております。
5. 当館および敷地内の設備・備品は、所定の用途に限ってご利用ください。客室内の備品の移動、客室内の改造など、室内の現状を著しく変更してのご利用はお断りしております。
6. 当館内に異臭・悪臭・騒音を発する恐れのあるもの、その他法で所持が禁じられているものはお持ち込みいただけません。
7. 当館内は禁煙となっております。お煙草をお吸いのお客様は、所定の喫煙スペースにてお願いします。室内で喫煙の形跡が認められた場合は、その損害を賠償していただきます。
8. 当館内は、犬、猫、小鳥などのペットのお持ち込みはお断りしております。
9. ご滞在中の鍵の管理はお客様ご自身で行っていただきます。外出の際は、施錠の上、必ず鍵をお持ちください。

(適用範囲)

第1条

1. 当社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当社が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当社に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当社に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び宿泊人数
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他、当社が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社はその申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。契約成立における予約確認書は、eメール、FAX、郵送にて送ります。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当社が定める申込金を、当社が指定する日までに、お支払いいただきます。支払い方法は、弊社口座への振り込みもしくはクレジットカードによる決済とします。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当社がその旨を宿泊客または申込者に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当社は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当社が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

1. 当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (7) 北海道旅館業法施行条例第5号の規定する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第3に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当社が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当社が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当社の契約解除権)

第7条

1. 当社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (5) 北海道旅館業法施行条例第5号の規定する場合に該当するとき
 - (6) 施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その当社が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき
2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当社が定めたフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当社が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当社は第 9 条(1)の時間を特定の利用者に対し変更して宿泊することを承認することがあります。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 2 時間までは、一律 3,000 円

(2) 超過 4 時間までは、一律 6,000 円

(3) 超過 4 時間を超えて、各シーズンの定められた基本室料相当額の 100%

(利用規則の遵守)

第 10 条

宿泊客は、当館内においては、当社が定めた利用規則に従っていただきます。

(利用規則の遵守)

第 11 条

1. 当社の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はフロントのサービスデスク、パンフレット、客室内のサービスデスクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門 限……………特になし

ロ フロントサービス

夏季シーズン:チェックイン、アウト時のみ営業

冬季シーズン:午前 8 時から午後 11 時まで

ハ 両替(エクスチェンジ)サービス……………サービスの提供なし

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ 朝 食……………サービスの提供なし

ロ 昼 食……………サービスの提供なし

ハ タ 食……………サービスの提供なし

ニ その他の飲食等……………サービスの提供なし

(3) 付帯サービス施設時間……………サービスの提供なし

2. 前項の時間は、必要な場合には変更することがあります。その場合、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当社が認めた、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、事前に支払いもしくは到着時に、当社が定めるフロントにおいて行っていただきます。

3. 当社が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当社の責任)

第 13 条

1. 当社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当社は、消防機関より防火自主点検の指導を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条

1. 当社は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条

1. 当社の施設はコンドミニアム・コテージを中心とするものであり、その性質上、寄託物の保管は出来ません。お客様の自己責任において保管および管理ください。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

1. 当社は宿泊客の手荷物を宿泊に先立って保管することをお断りしております。お客様の自己責任において、宿泊に先立って当館に手荷物が到着する場合は、その故意・過失を問わず損害の責任は一切負わないものとします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、一定期間保管後、処分もしくは最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、第 2 項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当社の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。また、状況によっては、保険金請求手続き料をお支払いいただきます。
2. 全棟全室禁煙となっておりますので、お煙草をお吸いのお客様は、所定の喫煙スペースにてお願いします。室内で喫煙の形跡が認められた場合は、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき 総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	追加料金	その他の利用料金
	税金	消費税

《備考》1. 基本宿泊料は、ルームチャージです。

- 基本宿泊料は定められた料金表によります。
- 小学生以上のお子様は大人料金の100%をいただきます。
- 寝具等を利用しない添い寝扱いの幼児(6歳以下)についても最大収容人数に含みます。

別表第2 申込金と支払い(第3条関係)

期間		内訳
夏季 (4月21日から11月20日)	一般宿泊契約	チェックイン時までにご宿泊料金の100%(全額)をお支払い
	長期滞在契約	ご到着日30日前までにご宿泊料金の100%(全額)のお支払い
冬季 (11月21日から4月20日)	お申込日からご到着日まで31日以上	お申込日から7日以内にご宿泊料金の20%のお申込金、 ご到着日の30日前までに残額のお支払い
	お申込日からご到着日まで30日以内	お申込日から7日以内にご宿泊料金の100%(全額)のお支払い

別表第3 違約金(第6条第2項関係)

夏季一般宿泊契約	不泊	当日	前日	7日前	20日前		
14名様まで	100%	100%	50%	20%	—		
15名様以上99名様まで	100%	100%	80%	20%	—		
100名様以上	100%	100%	80%	20%	10%		
冬季	不泊	当日	前日	7日前	30日前	お申込金 お支払後	お申込後 7日以内
ご予約日からご到着日まで31日以上	100%	100%	100%	100%	100%	20%	-
ご予約日からご到着日まで30日以内	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-

*上記の基準日は、宿泊日から起算した日です。

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきませいたしません。